



# 町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり まちやタイムす

発行：町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会  
荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課  
編集協力：株式会社 地域計画連合

## 町屋二・三・四丁目地区 防災まちづくり協議会 令和3年度の取り組みについて

町屋二・三・四丁目地区防災まちづくり協議会では、本地区のまちづくりの目標である『安全で住みよい、暮らしよいまち』の実現に向け、これまで様々な取り組みを行ってきました。

令和3年度については、「自分たちの命を守る道路づくり」に関わる取り組みとして、道路拡幅により安全な避難経路を確保する必要性はもちろん、拡幅を進めている道路が地区内のどこにあるのかを知ってもらい、愛着を持っていただくことが必要であるという考えのもと、**優先整備路線の通称名の検討**を始めました。



当日の様子（於：町屋区民事務所）

### 令和3年度

## 第1回防災まちづくり協議会を開催しました！

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により活動を休止しておりましたが、状況が改善したことから、活動を再開しました。

令和3年11月に開催した第1回防災まちづくり協議会には、12名の方にご出席いただき、今後の活動内容及びスケジュールについて話し合いました。今後のスケジュールについては以下のとおりです。

### 当日の検討事項

主に、優先整備路線の通称名募集イベントの企画内容（案）について話し合いました。

### あがったご意見（一部）

#### 検討事項について

- ・誰もが参加しやすい通称名募集イベントになると良い。
- ・通称名が採用された応募者に記念品を贈呈してはどうか。

#### その他

- ・整備された防災スポットをもっと活用していけると良い。

### 今後のスケジュール

済

【第1回】 令和3年  
11月4日

- ◎これまでの振り返り
- ◎令和3年度の取り組み
- ・優先整備路線の通称名募集イベントの企画内容（案）など

【第2回】 令和4年  
1月下旬予定

- ◎優先整備路線の通称名募集イベントの企画内容（決定）
- ◎令和4年度の進め方

【令和4年度（予定）】

- ◎通称名募集イベントの実施
- ◎通称名の検討
- ◎通称名の定着方法の検討

# 区の取り組みに関するご紹介

## 町屋二丁目防災スポットが完成！

荒川区では、日常的な憩いの場として、災害時には火災の延焼遅延等の防災性向上を図るために防災スポットの整備を進めています。

この度、町屋二丁目防災スポット（町屋二丁目13番）の整備が完了しました。同防災スポットには、以下のように様々な設備が整備されています。

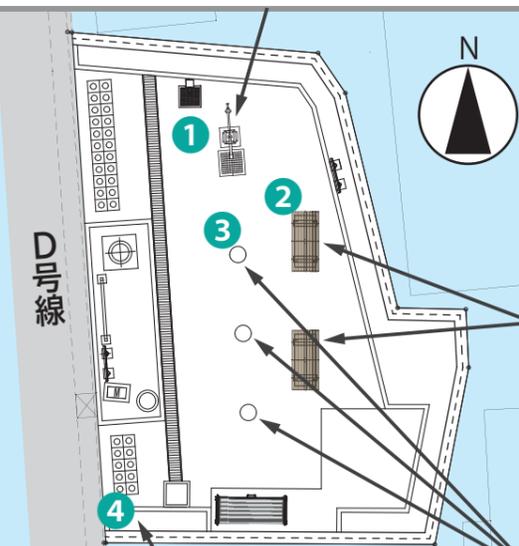


## 防災スポットのご紹介！

### ① 防災井戸



災害時にマンホールトイレ排水など生活用水として利用できます。（飲用不可）



### ④ 事業周知看板



道路拡幅の必要性を周知するため、拡幅を進めている優先整備路線沿道の防災スポットに「事業周知看板」の設置を進めています。

### ② 収納ベンチ



災害時に必要となる救助用資機材が収納されています。普段はベンチとして使用可能です。

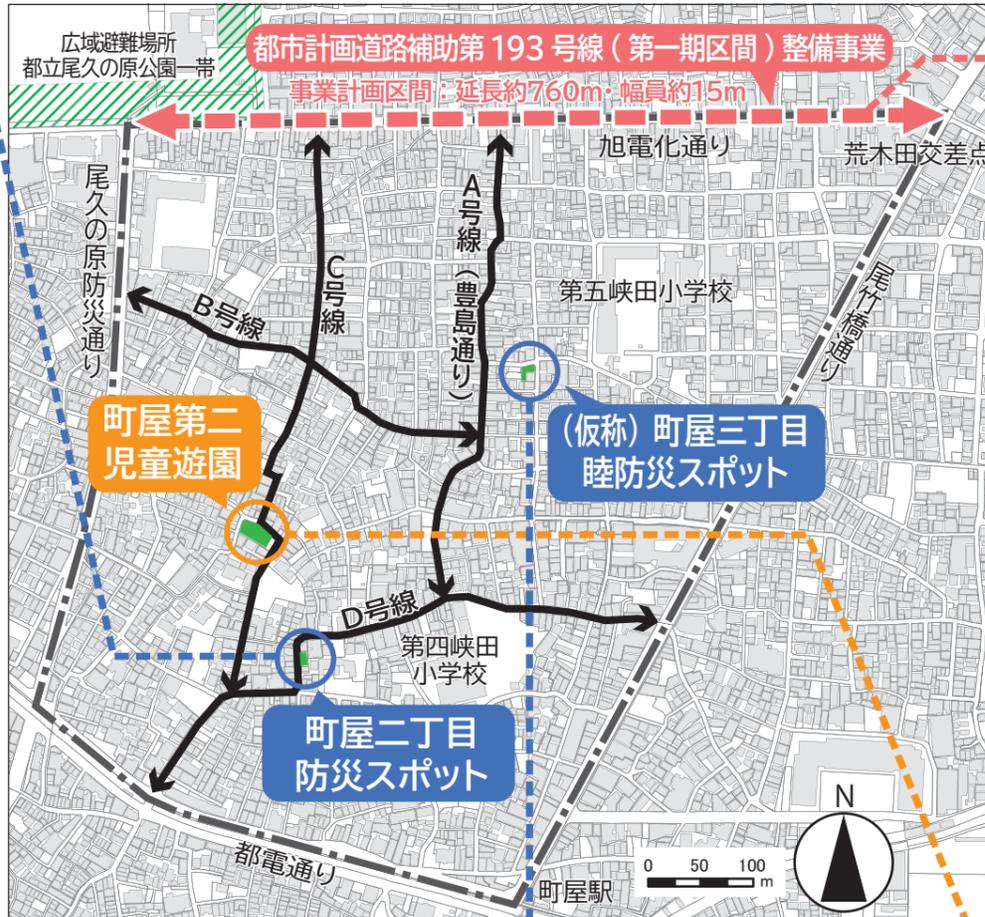
### ③ マンホールトイレ



災害時に下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便器を設けることで、トイレとして使用できます。なお、排水は防災井戸の水を活用します。

## 新たな防災スポットの整備を進めています！

町屋三丁目 14 番では、(仮称)町屋三丁目陸防災スポットの整備を進めています。令和3年度に完成予定です。



凡例 □ 町屋二・三・四丁目地区  
 ⇄ 優先整備路線

## 都市計画道路補助第193号線（第一期区間）整備事業を進めています！

都市計画道路は、まちの骨格をつくり、産業・経済を支える重要な都市施設の一つです。都市計画道路を整備することで、交通機能が向上し、安全で快適に通行できる歩行空間が確保できます。広い歩道には、植栽帯の設置や、電線類を地中に埋設することで無電柱化を進めることができ、景観や防災機能の向上に繋がります。

補助第193号線は、このような都市計画道路が持つ機能のうち、防災機能の向上に重きを置いて、町屋二・三・四丁目地区にお住まいの皆様が広域避難場所である都立尾久の原公園一帯に、安全に避難できるようにするため、また、火災の延焼を防ぐため、一刻も早い完成を目指して取り組んでいます。

現在の進捗状況ですが、平成30年3月に事業認可を取得後、道路用地をお譲りいただくために、沿道の土地や建物を所有する皆様方と話し合いを進めており、用地取得は2割程度完了しています。

### 補助第193号線に関するお問合せ先

荒川区 防災都市づくり部 基盤整備課 用地係  
 電話番号：03-3802-3111（内線2851）

## 町屋第二児童遊園が改修されました！

町屋第二児童遊園は、道路拡幅整備を進めているC号線に面していることから、令和2年度の道路の拡幅にあわせ、児童遊園の改修及び老朽化した施設の一部の撤去を行いました。



改修された公園



拡幅された道路

# 不燃化特区事業が延伸されました！

荒川区では、木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、東京都の不燃化特区制度に基づき、大地震などの災害時に特に危険とされる地区について「不燃化特区（不燃化推進特定整備地区）」の指定を受け、特区限定の支援事業を行っています。

この度、事業期間が令和7年度まで延伸されましたので、老朽木造建築物の建替えや危険老朽建築物の解体をお考えの方は、ぜひご利用ください。

## 制度内容

- ◎ 専門家の無料派遣（下記参照）
- ◎ 解体費用の助成
- ◎ 建替えの一部費用の助成



【区ホームページでも紹介しています】

荒川区 不燃化特区 検索

検索、もしくはこちらのQRコードから荒川区ホームページをご覧ください。

※派遣や助成には、いくつかの条件があります。  
詳しくは、下記のお問合せ先までご連絡ください。

## 専門家を無料で派遣します！

不燃化特区支援制度には、土地や建物の権利の移転や建替え等に関する相談に対し、専門家を無料で派遣する制度があります。次のようなお悩みを抱えている方は、ぜひご利用ください。

### ～こんなお悩みありませんか？～

- ・建替えて家族3人で住みたいけど、駐車場付きの家は建てられる？
- ・借地上の建物を建替えたいけど、地主さんにどう話をしたらいい？
- ・家を処分して老人ホームに入りたいけど、支援制度はある？



### ～専門家派遣制度の利用にあたって～

#### ◎対象

- ・「昭和56年5月31日以前の建築物」の所有者、またはその土地の所有者
- ・「建替えを検討している築15年以上の木造建築物」の所有者、またはその土地の所有者

#### ◎制度の内容

権利の移転や建替え等に関する相談に対し、専門家を **無料** で派遣します。

相談時間： **2時間**

相談回数： **同一年度に5回**まで

専門家派遣先：荒川区内

#### ◎派遣できる専門家

**弁護士、税理士、司法書士、建築士、土地家屋調査士、ファイナンシャルプランナー** など



### 【お問合せ先（事務局）】

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課（区役所北庁舎2階⑫窓口）

TEL：03-3802-3111（内線2828） 担当：関、杉山